

令和 8 年度秋田市農業施策等に対する

要 望 書

令和 7 年 11 月 4 日

秋田市長 沼 谷 純 様

秋田市農業委員会
会長 佐々木 吉 秋

【市への要望事項】 2

【国への要望事項】 4

令和8年度秋田市農業施策等に対する要望書

貴職におかれましては、本委員会の活動に日頃から多大なるご理解とご支援を賜り、また、秋田市農業の振興に真摯に取り組まれていることに対し、深く感謝申し上げます。

さて、我が国の農業を取り巻く情勢は、農業者の高齢化や担い手不足、それに伴う遊休農地の増加に歯止めがかかるないどころか、肥料や飼料など農畜産業に必要な生産資材の価格高騰が続き、それが販売価格へ十分に反映されない等、多くの課題が山積し、将来ビジョンを描くことが難しい状況となっています。

そのような中、本年は「食料・農業・農村基本法」が改正された直後の年であり、国は農業の構造転換の実現に向け、今後5年間を「農業構造転換集中対策期間」に位置づけ、食料安全保障の確保や農業と畜産業の生産基盤の強化を進めるとしており、我々農業者は今後の方針や各種政策に注視しているところであります。

また、市においても、「第6次秋田市農林水産業・農村振興基本計画」に基づき各種施策に取り組んでこられ、本年度がこの計画期間の最終年度となることから、現計画の検証や見直しが進んでいるものと拝察いたしますが、次期基本計画が農業分野の発展に一層寄与するものとなるよう、大いに期待を寄せております。

当委員会としても、令和6年度末に策定された「地域計画」の策定の過程で見えた地域が抱える諸課題の解消に向け、国や県、市など関係機関と連携を強化し、地域の農地を守り活かす活動を継続していく所存であります。

とりわけ本要望につきましては、農業委員会総会において喫緊の課題として取りまとめたものでありますので、市農業施策への反映および国など関係機関への働きかけにつきまして、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

市への要望事項

1 農業を担う者を対象とした支援について

国による補助制度では、認定農業者や法人経営といった比較的大規模の経営を行う経営体への支援が多く、小規模の農業者は事業採択されにくい傾向にあります。

そのような中、令和6年度末までに策定された地域計画の実現に向け、目標地図に位置づけられた担い手についても、必要な機械や設備等の導入経費への支援を講じるよう要望します。

2 令和8年度秋田市単独補助土地改良事業の推進について

本事業は、国・県の事業とならない農道・水路等の農業用施設の小規模な整備や更新を対象としており、農業者にとって必要性が高く、かつ大きな期待を寄せている事業です。

このことから、その重要性をご理解のうえ、令和8年度要望箇所（別紙）については、採択に必要な予算措置を講じるよう要望します。

また、採択とならなかった箇所についても、次年度以降の事業や別事業で採択するなどの救済措置を講じるよう要望します。

3 日本型直接支払制度について

人口減少・高齢化が進行する中、日本型直接支払制度に位置づけられている3事業は、農村における地域社会を維持していくうえで重要な事業であり、特に農業が持つ多面的機能の発揮は、農家・非農家問わず、その恩恵を享受することから、事業を実施しようとする農業者が計画的に取組みを実施できるよう、必要な予算を確保するよう要望します。

4 農業生産資材への支援について

昨今の世界情勢などにより、肥料、燃料等諸物価が高騰し、生産コストが経営を圧迫するとともに、情勢不安の長期化や国の今後の支援が不明確なことから、将来の営農継続が心配されています。

そのため、安定した農業経営が実現できるよう肥料、燃料等に対する支援を講じるよう要望します。

5 有害鳥獣被害対策への支援について

近年、クマやハクビシン等の小動物のみならず、シカやイノシシも出没するようになり、農作物への被害が深刻化しております。

そのため、昨年度、電気柵等の侵入防止資材の購入や設置等に対する支援を要望したところですが、市では「設置後の適切な維持管理を継続することや安全確保などの課題があり、補助等を行う考えはない」との回答でした。

しかしながら、野生動物による被害の発生は、農業者の生産意欲低下と耕作放棄の要因となり、耕作放棄地が増加すると野生動物の生息地拡大を招くという負の連鎖が引き起こされることから、引き続き電気柵設置等の基本的な対策への支援を要望します。

国への要望事項

1 合理的な費用を考慮した価格形成の実現について

飼料や肥料など食料生産に必要不可欠な生産資材の価格が長きにわたり高い水準で推移する中、増加する生産コストについては、取引価格への十分な価格転嫁が進んでおらず、農業者の所得確保に向け、生産コストの上昇分を適切に価格転嫁していくとともに、消費者の購買意欲を高めていくことが重要です。

こうした中、国は昨年5月に成立した食料・農業・農村基本法において、食料の持続的供給に向けた合理的な価格形成について明記するとともに、その価格形成の仕組みを構築するための法制化に向けた議論を進めています。

農畜産物は、都道府県を越え流通するとともに、全国的な需要に応じて価格が決定されることから、国による一定の関与など実効性が確保される仕組みとすること、流通・加工・小売業者などの関係者および消費者に対し、円滑な価格転嫁への理解の促進を図ること、農畜産物の消費拡大につながる施策の拡充を国に働きかけてください。

2 バランスのとれた水田・米政策の見直しの実現について

食料・農業・農村基本法を踏まえ、令和6年度に食料・農業・農村基本計画が策定されたほか、水田政策を根本的に見直す検討が令和7年度から本格的に開始され、これを契機に将来にわたって安定運営できる水田政策を確立させる必要があります。

水田・畑作経営の安定や需要のある畑作物等の生産拡大に向け、基盤整備の推進や高収益作物の導入、それらに関する新技術の導入にかかる万全な支援及び予算の確保を行うこと、飼料用米予算の削減等現行予算の単なる抑制や付け替えとならないよう、農業構造転換集中対策期間（5年間）に関連予算の増額および安定的確保を図ることを併せて国に働きかけてください。

3 担い手不足への支援について

農業経営基盤強化促進法の改正により地域計画を策定しましたが、秋田県内では将来の受け手が決まっていない農地が全体の約3割存在することが明らかとなっています。

そのため、地域計画や目標地図において、受け手の特定が進んでいない地域への支援を強化することを国に働きかけてください。

また、農山漁村活性化法の改正では、耕作者未定または荒廃化の恐れがある

農地について、放牧や鳥獣緩衝帯の設定といった粗放的あるいは省力的な農地利用、つまり管理に手間のかからない形態での活用を周知・推進する取組みが位置付けられ、これにより、農地の荒廃や減少を防ぎ、極力農地として土地を維持することを目的としています。

耕作者が決まっていない農地を放牧等で使うことは環境保全、獣害防止、荒廃防止など多面的なメリットがあることから、現状で耕作者未定の農地が多い地区に対し、こうしたより手間のかからない農地利用方針の積極的な取組みを促進することを併せて国に働きかけてください。

4 多様な農業者に対する支援策について

地域計画に基づく農業や食品関連の産業振興では、加工業者や流通業者が地域の農畜産物を活用した商品開発や販路開拓の支援組織として明確に組み込まれることもあり、加工業者や流通業者は地域ビジネスの展開や新たな産業創出の促進事業者として重要視されます。

農業者等が直売市場や市場外流通の販売額を上げるために、新商品の開発や販路開拓が必要であり、それらの生産・加工に使う機器導入にかかる経費の助成、新規就農者および女性農業者グループなど特に支援が必要な経営体に対する補助、専門家派遣による販売戦略や商品開発支援等、国が率先して必要となる機械・施設等の導入と運営等を支援する事業を創設することを国に働きかけてください。